

豊後大野市告示第148号

住民基本台帳法第8条、34条及び住民基本台帳法施行令第12条に基づき、下記の者の住民票を消除したので公示する。

令和7年8月13日

大分県豊後大野市長 川野 文敏



記

住 所 豊後大野市清川町砂田1646番地1
氏 名 工 藤 忠行

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊後大野市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊後大野市を被告として(訴訟において豊後大野市を代表する者は、豊後大野市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

また、上記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。